

2011年6月

人的資源及び 税務情報

『中国で勤務する外国人の社会保険への加入 に関する暫行弁法』(意見募集案)の公表

概要

2010年10月28日、『中国人民共和国社会保険法』(以下、「社会保険法」と略称)が全国人民代表大会常務委員会を通過しました。施行日は2011年7月1日です。社会保険法第97条により、中国国内に勤務する外国人が中国の社会保険に加入する必要がある旨が初めて定められました。しかし、加入すべき社会保険の種類、給付の種類、帰国時の払戻金額、本国及び中国における二重の保険加入義務が生じた場合の相互免除の取扱等は、社会保険法に具体的に規定されていません。

2011年6月10日、人的資源・社会保障部は『中国で勤務する外国人の社会保険への加入に関する暫行弁法』(意見募集案)(以下、「弁法案」と略称)をドラフトし、公表しました。弁法案の趣旨は社会保険法の補足にあり、上記のような問題について、回答を与える可能性もあります。弁法案及び解説は、國務院法制弁公室のウェブサイト上 (<http://www.chinalaw.gov.cn>) で公開され、公衆の意見を募集しています。2011年6月17日まで、公衆は修正案及びその理由を提出することができます。

本ニュースレターは、弁法案の主要な内容、中国で勤務する外国人及びその管理者が注意すべき事項について検討します。

主要な内容

1、社会保険料の納付者

社会保険法第97条及び弁法案は、中国で勤務する外国人及び国内雇用者は、人的資源・社会保障部の規定に従って社会保険料を納付する旨を定めています。中国で勤務する外国人の範囲には、中国国内に登録・登記している外商投資企業、内資企業、事業組織、社会团体、民間非企業組織、基金会、弁護士事務所、会計士事務所等に雇用されている外国人のほか、国外の雇用者と雇用契約を締結した後に中国国内に登録・登記している支店や駐在員事務所へ派遣されている外国人も含まれています。後者については、社会保険料の雇用者負担分は、本店の代わりに、支店や駐在員事務所が負担することになります。

香港、マカオ、台湾居住者も中国で勤務する場合は、弁法案に基づいて、中国の社会保険に加入しなければなりません。

2、社会保険の種類

中国居住者と同様、中国で勤務する外国人は以下の社会保険に加入する必要があります。

- ▶ 基本養老保険
- ▶ 従業員基本医療保険
- ▶ 労働傷害保険
- ▶ 失業保険
- ▶ 出産保険

保険料率については、北京、上海、広州の例を2011年1月7日発行の「人事労務関連税務情報」に掲載しています。

社会保険法により、住宅積立金は社会保険の範囲に含まれていません。従って、弁法案も、中国で勤務する外国人の住宅積立金の納付の要否には言及していません。

3、外国人の享受可能な社会保険待遇

中国の社会保険に加入した外国人は、条件に合致すれば、中国居住者と同様に保険給付を受けることができますが、外国人は勤務終了後に帰国するのが通常です。弁法案は、外国人が養老保険の受給年齢に到達する前に中国を離れる場合、以下のいずれかを選択できる旨を定めています。

- ▶ 基本養老保険の個人口座を留保する。再び中国に勤務する時に納付期間を累計することができる。あるいは、
- ▶ 書面申請により、個人口座残高(雇用者負担分は含まれない)の一括払い戻しを受け、従業員基本養老保険への加入を終了する。

4、社会保険加入義務の相互免除の可能性

中国と社会保障協定を二カ国間、三ヶ国間で締結している国家の国籍を有する者が中国で勤務する場合、当該協定に従い、中国での社会保険への加入が免除されることができません。現時点では、ドイツと韓国が中国と社会保障協定を締結しています。

5、その他

勤務地の変更があった時のために、中国で勤務する外国人には、中国全土で使用できる社会保障番号が発行されます。

中国国外において毎月社会保険の給付を受ける権利のある外国人は、人的資源・社会保障部から指定された社会保険取扱機関に対して、毎年、「生存証明書」を提出する必要があります。提出の間隔は必要に応じて短縮されます。



弁法案に関する見解

2011年7月の社会保険法の施行後、中国の社会保険に加入する義務が発生する外国人及び国内雇用者にとって、弁法案は非常に重要となります。以下の点が修正されれば、この両者の懸念は若干解消されることとなります。

- ▶ 弁法案は、外国人が受給年齢への到達前に中国を離れる場合には基本養老保険の自己負担部分の払い戻しを受けることができる旨のみを規定し、雇用者負担分(各都市の前年度平均月給の3倍に20～22%((保険料率は省級人民政府が決定))を乗じた金額が上限)の払い戻しの可否については明らかにしていません。もし、雇用主はこれらの新規定の変化によって、その外国人の給与調整を行う場合、外国人が雇用主が納付した基本養老保険料(実質的に本人の給与から控除されている)の払い戻しを受けられず、帰国後に中国の社会保険福利の給付も受けられないとなれば、外国人に対して明らかに公平を欠くといえます。
- ▶ 基本養老保険と同様、失業保険についても、保険料の自己負担分及び雇用者負担分の払い戻しを認める必要があります。雇用者の所在地の国外、国内を問わず、外国人は雇用契約の終了後、帰国を選ぶのが一般的だからです。外国人に対しては、納付した失業保険料の還付を柔軟に認めるのが、外国人及び国内雇用者にとって公平な取り扱いであるといえます。
- ▶ 社会保険法の施行日は2011年7月1日ですが、弁法案も同日に施行される可能性があります。中国で勤務する外国人の給与パッケージは派遣契約で決定され、改定があるとしても年1回というのが通常なので、当該外国人及び雇用者にとって、社会保険への加入による負担増加に即座に対応するのは困難です。もし、猶予期間(例えば6ヶ月)を設定されれば、両者とも十分な準備を行うことができます。

次の段階

弁法案に対する意見が2011年6月17日まで募集されています。国务院法制弁公室のウェブサイト<http://www.chinalaw.gov.cn>から、意見を提出することができます。

意見や提案がある人は誰でも、それを政府に対して提出することができます(ただし中国語のみ)。弁法案は修正される可能性があるため、弊社は今後の動向に注意を払い、追加情報があれば適時にお伝えします。

連絡先:

香港

温志光

+852 2629 3876
paul.wen@hk.ey.com

張靚媚

+852 2629 3286
ami-km.cheung@hk.ey.com

北京

糜広傑

+86 10 5815 3990
jason.mi@cn.ey.com

張偉倫

+86 10 5815 3301
william.cheung@cn.ey.com

上海

俞志揚

+86 21 2228 2287
norman.yu@cn.ey.com

卜新華

+86 21 2228 3880
freeman.bu@cn.ey.com

範漢明

+86 21 2228 2257
ben.fan@cn.ey.com

杭州

王靜

+86 571 8736 5000
amy.wang@cn.ey.com

深圳

彭紹龍

+86 755 2502 8160
sam.pang@cn.ey.com

広州

施毓愉

+86 20 28812912
george.sy@cn.ey.com

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、保証、税務、トランザクション、及び各種類アドバイザーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。全世界で141,000人のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮する助けとなることが業界他社との差別化を図るところです。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。www.ey.com

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの税務サービス

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの930名の税務スタッフは、国内外にわたる豊かな関連専門知識や商業及び業界実務経験を有しています。私どもの税務専門スタッフは統一された手法と質の高いサービスの提供に対する変わらぬ責任意識をもって、安定的かつ準拠性を備える申告体制及び持続可能な税務戦略の構築において、貴社に協力し、貴社の目標実現のために、全力を尽くします。これはアーンスト・アンド・ヤングが業界他社との差別化を図るところです。

© 2011 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版权所有。

FEA no.03001250

本配布物は、要約された情報により一般的なガイドラインを提供することのみを目的としており、より詳細な調査や専門家としての判断を代替することを目的とはしておりません。安永(中国)企業咨询有限公司、及び全てのグローバルメンバーファームは、本配布物に含まれる情報に基づいて判断した結果として発生したあらゆる損失について、責任を負うものではありません。具体的な状況における問題については、専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

本配布物は参考とされることのみを目的としており、最終決定の根拠とするものではありません。ご質問等ございましたら、china.services@cn.ey.com までご連絡ください。

www.ey.com/china